

議案第44号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月26日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員の住居手当について定めるほか、所要の改正をする必要があるので、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和30年葛飾区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第27条の5第2項中「及び第13条の3」を削る。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第27条の2第3号及び第4号並びに第27条の3第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに次項及び付則第3項の規定は、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年6月1日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第27条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。
- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、特別区人事委員会の承認を得て葛飾区規則で定める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年葛飾区条例第41号）の一部

を次のように改正する。

付則第 9 項中「及び第13条の 3」を削る。